



# 谷中らしいまちづくりをめざして

台東区 地区整備課

この冊子は、谷中地区のまちづくりに関して、次の順番で紹介しています。

- 1 アンケート調査を実施し1,200名の方から回答を頂きました
- 2 まちづくりのルール(地区整備計画)に関するアンケート調査結果の概要
- 3 アンケート調査結果の報告会を開催します

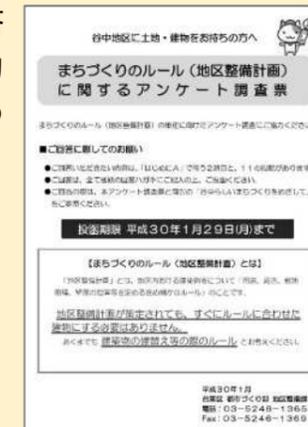
## 1 アンケート調査を実施し1,200名の方から回答を頂きました

### 調査の趣旨・対象

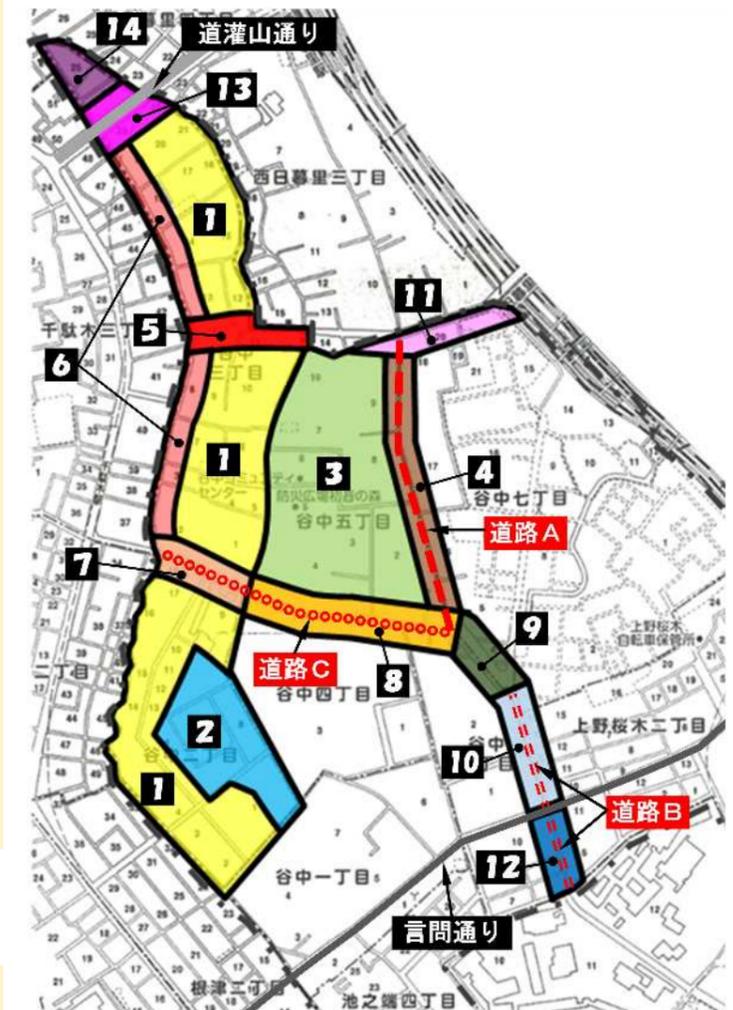
谷中地区の地域特性に応じたまちづくりを実現するため、まちづくりのルール(地区整備計画)をつくる必要性の高い区域(不燃化特区区域、廃止予定の都市計画道路の沿道区域)内に土地・建物をお持ちのみなさまを対象に、建物の高さや土地の面積の取り扱い、まち並み調和の工夫などについてアンケート調査を実施しました。

2,546名の方にアンケート調査票等を送り、多くの方から回答がありました。ご協力いただき、ありがとうございました。

今回の調査結果を踏まえて、まちづくりのルール(地区整備計画)の素案を検討していきます。



### アンケート調査対象区域・地区番号



### 回答者数・回収率

回答者数：1,200名  
回収率：47.1% (2月末日時点)

次のページで、アンケート調査結果(概要)を報告します。

## 3 アンケート調査結果の報告会を開催します

### まちづくりのルール(地区整備計画)に関するアンケート調査結果報告会のご案内

アンケート調査対象区域に土地・建物をお持ちの方へのご案内です。  
アンケート調査結果の報告を行います。1時間程度を予定しています。  
同じ内容で平日と休日の2回開催しますので、ご都合のよい日にお越しください。

日時：【平日開催】平成30年3月23日(金)19時開始  
：【休日開催】平成30年3月25日(日)10時開始  
各日とも、開始時間の30分前から受付を開始します。

会場：谷中区民館 2階 多目的ホール  
(谷中防災コミュニティセンター内)

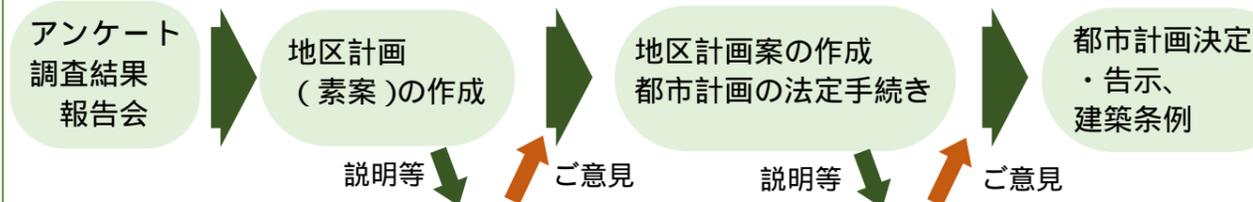
【所在地】  
谷中5丁目6番5号

【アクセス】  
JR日暮里駅 徒歩8分  
東京メトロ(千代田線)千駄木駅 徒歩6分  
東西めぐりん14番停留所「谷中小学校」徒歩3分  
お越しの際は、公共交通機関をご利用ください



### 今後の進め方

#### 【区が行う手続き】



【住民の皆様に参加していただく機会】

と のそれぞれの手続きの際に、住民の皆様にご意見を伺わせていただきます。

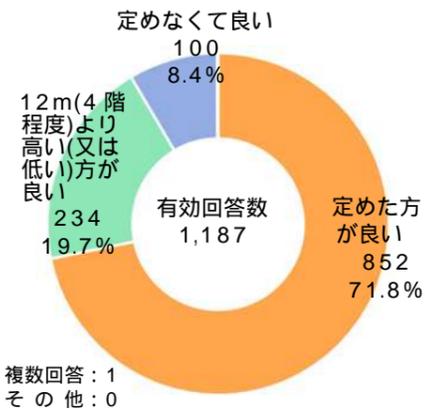
よりよいまちづくり実現のために、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます

問合せ先：台東区役所 都市づくり部 地区整備課  
〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6  
電話：5246-1365(直通) FAX：5246-1369  
e-mail：seibi@city.taito.tokyo.jp

## 2 まちづくりのルール（地区整備計画）に関するアンケート調査結果の概要

### 設問1 建物の高さの最高限度（その1）

地区番号1～4及び12の地区における建替え後の建物の高さを12m（4階程度）までとすることについて

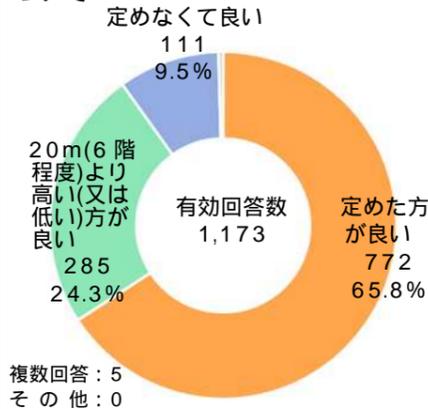


#### 【 の具体的な階数】

- 12m(4階程度)より
- ・高い方が良い(14)
- ・低い方が良い(159)
- ・その他 (61)

### 設問2 建物の高さの最高限度（その2）

地区番号5～11の商店街等の地区における建替え後の建物の高さを20m（6階程度）までとすることについて

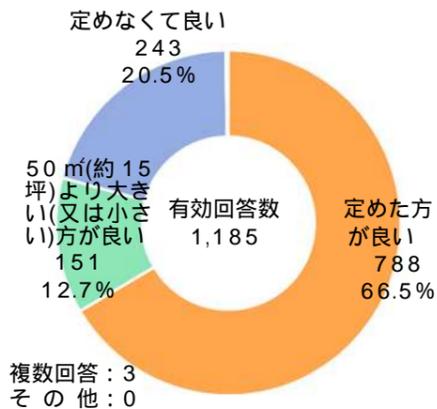


#### 【 の具体的な階数】

- 20m(6階程度)より
- ・高い方が良い(8)
- ・低い方が良い(214)
- ・その他 (63)

### 設問3 敷地面積の最低限度

分割後の敷地面積の最低限度を50㎡（約15坪）以上とすることについて

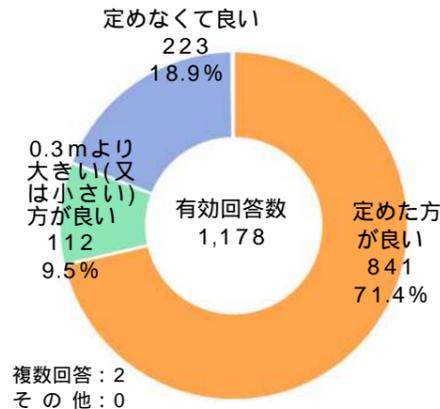


#### 【 の具体的な面積】

- 50㎡(約15坪)より
- ・大きい方が良い(72)
- ・小さい方が良い(6)
- ・その他 (73)

### 設問4 道路と接する敷地に、ゆとり空間を確保

地区番号1～3の地区では、建替え後の建物の外壁等の位置を道路境界線から0.3m離すことについて

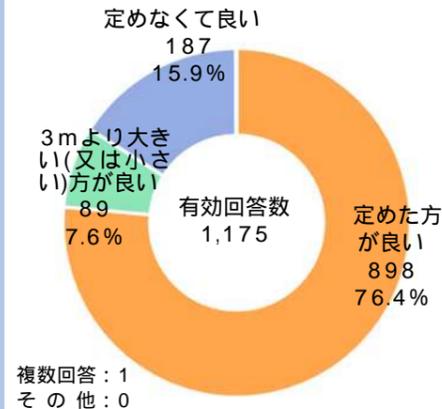


#### 【 の具体的な距離】

- 0.3mより
- ・大きい方が良い(47)
- ・小さい方が良い(13)
- ・その他 (52)

### 設問5 道路Aと接する敷地に、歩行空間を確保

道路Aでは、建替え後の建物の外壁等の位置を道路中心から3m離すことについて

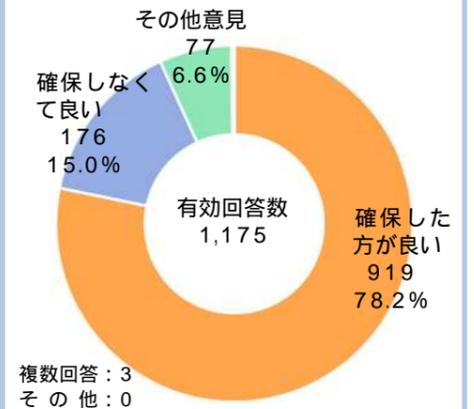


#### 【 の具体的な距離】

- 3mより
- ・大きい方が良い(26)
- ・小さい方が良い(21)
- ・その他 (42)

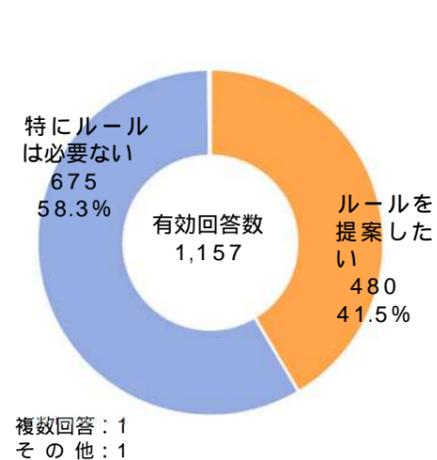
### 設問6 道路Bと接する敷地に、歩行空間を確保

道路Bでは、建替え後の建物の外壁等の位置を道路境界線から離すことについて



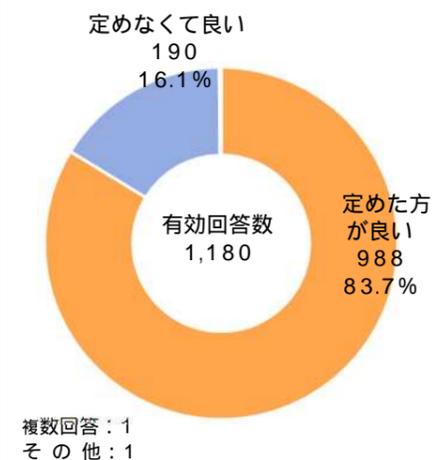
### 設問7 商店街の賑わい形成のためのルールについて

谷中地区の商店街におけるルールの必要性について



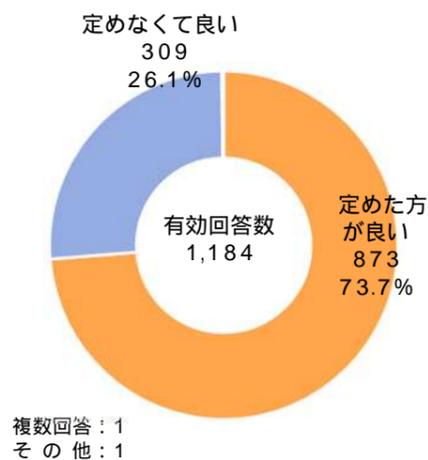
### 設問8 ナイトクラブの規制について

地区番号5～11の商店街等の地区で、今後、ナイトクラブを建築できないようにすることについて



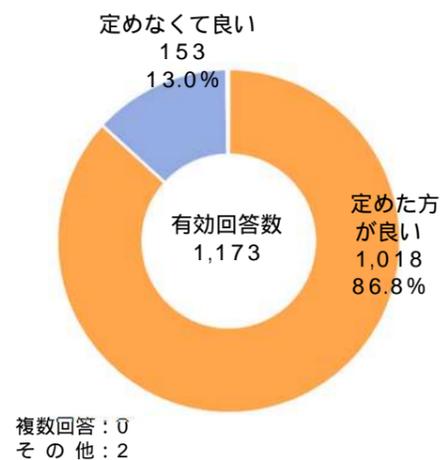
### 設問9 特徴あるまち並みと調和するための工夫

建物を建築する際には、デザインや色彩などに一定のルールを定めることについて



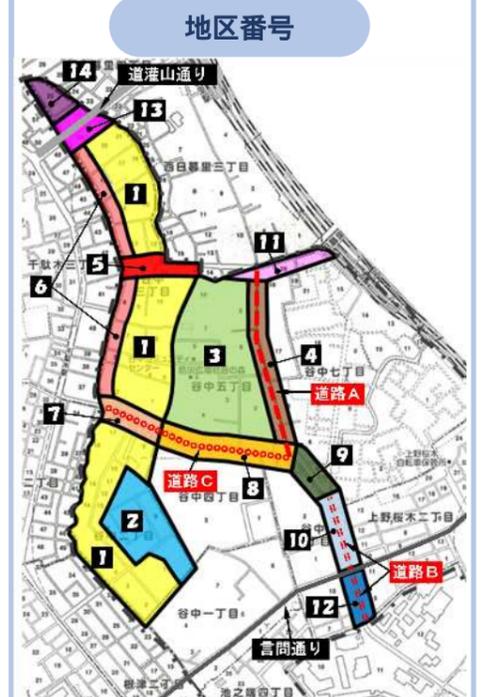
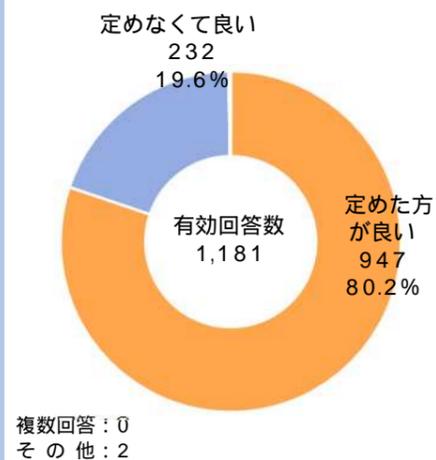
### 設問10 道路C沿道のまち並み保全するための工夫

道路Cでは、道路境界線から2mまでの部分の建替え後の建物高さを12m（4階程度）までとすることについて



### 設問11 道路沿いの垣又はさくづくり

道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、生け垣又はネットフェンス等に緑化したものとするについて



次のページで、アンケート調査結果報告会をご案内します。